

神栖市工場立地法地域準則条例の一部改正(案)へのパブリックコメント

主な意見と考え方について

1 意見募集期間

令和6年10月1日（火）～10月31日（木）

2 意見提出者数及び意見等件数

意見者数 4人

意見等件数 7件

番号	意見の内容	市の考え方
1	国の準則を適用するよりも神栖市独自の準則にすることが適切である地域とは何処のことでしょうか。どの位の面積があるでしょうか。	本条例案で緑地面積率等を定める区域は工業専用地域であり、神之池東部地区、神之池西部地区、南海浜地区、波崎地区、高松地区、奥野谷浜地区の各工業団地が該当します。なお、当市の工業専用地域面積は、2,762haです。
2	工場立地法は環境の保全を目的に制定されています。現在の異常気象（高温・大雨）は環境の破壊が原因の一因となっています。環境の保全が最優先だと思います。緩和するのであれば、脱炭素の取組み事業に限定すべきです。	ご意見ありがとうございます。 産業界では、今後、エネルギーや原料の脱炭素化が進み、生産施設等もこれに対応したものに徐々に変わっていくと考えられます。本改正案は、このような取り組みに対応するため、工場敷地利活用の自由度を向上させるものであり、脱炭素化の取り組みが当市で行われることにより、当地域から発生する二酸化炭素排出量が減少し、鹿島臨海工業地帯の環境負荷低減にも繋がるものと考えます。また、産業界においては、事業所の統廃合など事業の効率化が進められておりますことから、当市域で事業を継続していただくためにも工場敷地利活用の自由度を向上させる必要があると考えます。このため、適用対象については、事業内容ではなく区域を対象としています。

3	条例制定市町村の7割で緑地の緑地面積を5%以下に緩和しているそうですが、環境施設の面積の緩和はどれ位でしょうか。	緩和の状況については、緑地面積率を「5%以上」と規定している区域については、環境施設面積率を「10%以上」と規定している市町村が大多数です。全国的な環境施設面積率の緩和状況としましては、約7割の市町村が規制値を10%以上としています。
4	神栖市には工場立地法の対象施設が何件あって、緩和される面積はどれ位でしょうか。	工場立地法に基づく届出事業所数は、令和6年7月現在で98事業所です。 緩和される面積はどれ位かとお尋ねですが、本改正案の緩和率である5%を全工場の敷地面積に単純に乗じた面積は約79haとなりますが、立地企業、茨城県、鹿嶋市及び当市で締結している公害防止協定により、既存の緑地は生産施設など新たな施設整備のため削減する必要が生じるまでは維持していただくこととなっておりますので、緑地面積率等の急激な低下は生じないものと考えられます。
5	将来的に設備の新設・改廃等を実施する可能性があることを踏まえると、敷地の有効活用に繋がるものであるので、本改正案に賛成します	ご意見ありがとうございます。 今後も鹿島臨海工業地帯における操業環境の維持・向上に努めてまいります。
6	現行の緑地面積率等を順守できてはいますが、今後の事業展開次第では、緑地面積等を減らさなければならないかもしれません。工業団地内に新たな企業を誘致する観点からも、規制を緩和することは必要であると考えます。 従って、今回の規制緩和の提案に賛成致します。	ご意見ありがとうございます。 今後も鹿島臨海工業地帯における操業環境の維持・向上に努めてまいります。

7	神栖市と共に鹿島臨海工業地帯を形成する鹿嶋市では、鹿嶋市工場立地法地域準則条例で、緑地面積率は100分の5以上、環境施設面積率は100分の10以上と規定されており、同じ工業地帯内で差異が生じている。 事業所敷地内において、通常時に未利用となっている土地は、定期修理時の事務所・詰所・駐車場・資材置場等の仮設用地として活用しているが、製造設備の新設、年ごとの定期修理の規模変動等により、こうした土地の確保が、年々厳しくなっている。更には、今後、カーボンニュートラル社会や脱炭素化の実現に向けた各種取り組みを実施していく上で、限られた敷地の有効活用は、重要なポイントとなる。 こうした状況の中、神栖市においても、鹿嶋市と同じく、緑地面積率を100分の5以上、環境施設面積率を100分の10以上とする条例の一部改正が実現すれば、工場敷地活用の自由度が向上して、企業各社の取り組みを後押しする一因となり、鹿島東部コンビナートの更なる競争力強化に繋がることが期待される。	ご意見ありがとうございます。 今後も鹿島臨海工業地帯における操業環境の維持・向上に努めてまいります。
---	---	--